

高 齢 者
くらしのガイド
（令和 7 年度版）



目 次

1 相談

高齢者の総合相談	1 ～ 2
福祉まるごと相談	3
生活や福祉サービスの相談	3 ～ 4
こころとからだの健康相談	4 ～ 5
もの忘れ相談	6
消費生活相談	6
成年後見制度	6、8 ～ 9
高齢者虐待の相談・通報	7
福祉サービスの苦情・相談	7
不動産担保型生活資金貸付制度	10

2 介護保険

介護保険のお問い合わせ	11
介護保険サービス	11
在宅で利用するサービス	11 ～ 13
施設に入所して受けるサービス	13 ～ 16

3 日常生活をサポート

シルバーカー	17
自動消火装置	17
電磁調理器	18
補聴器購入費用助成	18
ヒアリングループ（難聴用磁気ループ）	19
住宅の改修（段差解消、浴槽改修等、階段昇降機設置）	19 ～ 20
紙おむつ	21

4 緊急時に備えて

救急医療情報キット	22
緊急通報システム	22
徘徊高齢者位置検索システム	23
高齢者見守りサービス助成	23
高齢者見守りキーホルダー事業及びあんしんプリント事業	24
家具類転倒防止、窓ガラス等飛散防止工事費用の助成	24
耐震シェルター、防災ベッドの設置工事費用の助成	25
感震ブレーカー設置工事費用の助成	25 ～ 26

5 くらしのお手伝い

寝具乾燥消毒	27
訪問理美容	27
入浴事業（「ゆ～ゆ～湯」入浴証）	27
銭湯入浴料金の割引	28
配食サービス	28
高齢者配食サービス支援事業（元気サポート弁当）	29

シルバーパス	29
車いすの貸出	30
シルバーステッキ（杖）	31
あったかサポート	31
ちょこっとサポート	31

6 地域で支える

高齢者あんしん生活支援事業	32
おひとりさま死後事務支援事業	32
絆のあんしん協力員	33
おはよう訪問	33
絆のあんしんネットワークとは	34～35

7 健康

各種健（検）診（がん検診、歯科健診等）	36
インフルエンザの定期予防接種費用助成	36
肺炎球菌の定期予防接種費用助成	36
新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種費用助成	36
带状疱疹の定期予防接種費用助成	37
带状疱疹の任意予防接種費用一部助成	37
健康づくり	38
ふれあい遊湯う、はつらつ教室、みんなで元気アップ教室 元気アップサポーター養成研修、はつらつ測定会、 ウォーキング教室、パークで筋トレ マッサージ	38

8 後期高齢者医療

9 国民年金

10 住まい探し

区営シルバーピア（高齢者集合住宅）	39
軽費老人ホーム（ケアハウス）	40
サービス付き高齢者向け住宅	40
お部屋さがしサポート	41

11 趣味、学習、交流、社会参加、しごと、お祝い

老人クラブ	42、48
悠々館（住区センター・コミュニティセンター）	42、43～44
住区 de 団らん	42
学習センター	45
ふれあいサロン支援事業	46
元気応援ポイント事業（ボランティア活動交付金）	46
シルバー人材センター	46
長寿のお祝い	47

<さくいん>	49～50
--------	-------

1 相 談

高 齢 者 の 総 合 相 談

地域包括支援センターは、65歳からの健康や介護に関するさまざまな相談を受け付ける窓口です。窓口相談だけでなく、地域を回り、ご自宅へも伺いますので、元気なうちから些細なことでも、悩みの大きさに関わらずご相談ください。

＜地域包括支援センター＞

令和7年4月1日現在

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
基 幹	5 6 8 1－3 3 7 3 ※1 5 6 8 1－3 3 7 4	梅島 2-1-20	梅島、中央本町1丁目、島根
あだち	3 8 8 0－8 1 5 5 3 8 8 0－4 4 6 6	足立 4-13-22	足立、中央本町2丁目、 梅田1丁目
伊 興	5 8 3 7－1 2 8 0 5 8 3 7－1 2 8 2	伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、 西伊興、西竹の塚
入 谷	3 8 5 5－6 3 6 2 3 8 5 5－6 3 9 9	入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、 古千谷本町
扇	3 8 5 6－7 0 0 7 3 8 5 6－1 1 3 4	扇 1-52-23	扇、興野、本木東町、 本木西町、本木南町、 本木北町
江 北	5 8 3 9－3 6 4 0 5 8 3 9－3 6 4 3	江北 3-14-1 ※2	江北、堀之内
さ の	5 6 8 2－0 1 5 7 5 6 8 2－0 1 5 8	佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、 神明南、辰沼、六木、 佐野、大谷田2～5丁目
鹿 浜	5 8 3 8－0 8 2 5 5 8 3 8－0 8 2 6	皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、 椿
新 田	3 9 2 7－7 2 8 8 3 9 2 7－7 2 8 9	新田 3-4-10	新田、宮城、小台
関 原	3 8 8 9－1 4 8 7 3 8 8 7－1 4 0 7	関原 2-10-10	梅田2～8丁目

※1 緊急時24時間電話対応可

令和7年4月1日～令和7年4月20日 5 6 8 1－3 3 7 3

令和7年4月21日以降 6 8 0 7－2 4 6 0

※2 地域包括支援センター江北は、令和7年4月28日から「すこやかプラザ あだち（江北5-14-5）」内で運営開始予定

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
千住西	5 2 4 4－0 2 4 8 5 2 4 4－0 2 4 9	千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、 千住龍田町、千住中居町、 千住宮元町、千住仲町、 千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	3 8 8 1－1 6 9 1 3 8 7 0－6 7 1 7	柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、 千住東 1 丁目
千住本町	3 8 8 8－1 5 1 0 5 8 1 3－8 3 3 6	千住 5-13-5 (足立区生涯学習センター 7 階)	千住、千住元町、 千住大川町、千住寿町、 千住柳町
中央本町	3 8 5 2－0 0 0 6 3 8 8 6－0 0 8 6	中央本町 4-14-20	中央本町 3～5 丁目、 青井 1・3～6 丁目、西加平
東 和	5 6 1 3－1 2 0 0 5 6 1 3－1 2 0 1	東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、 東和 1・3 丁目
中 川	3 6 0 5－4 9 8 5 3 6 0 5－9 0 9 2	中川 4-2-14	東和 2・4・5 丁目、 中川、大谷田 1 丁目
西綾瀬	5 6 8 1－7 6 5 0 5 6 8 1－7 6 5 7	西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井 2 丁目
西新井	3 8 9 8－8 3 9 1 3 8 9 8－8 3 9 2	西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	3 8 5 6－6 5 1 1 3 8 5 6－5 0 0 6	西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	3 8 8 3－0 0 4 8 3 8 8 3－0 3 5 1	花畑 4-39-11	花畑、南花畑 5 丁目
一ツ家	3 8 5 0－0 3 0 0 3 8 5 0－0 3 7 0	一ツ家 4-2-15	平野、一ツ家、保塚町、六町、 南花畑 1～4 丁目
日の出	3 8 7 0－1 1 8 4 3 8 7 0－1 2 4 4	日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、 千住東 2 丁目
保木間	3 8 5 9－3 9 6 5 3 8 5 9－6 7 3 0	保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	5 8 4 5－3 3 3 0 5 8 4 5－3 3 3 8	本木 1-4-10	関原、本木
六 月	5 2 4 2－0 3 0 2 5 2 4 2－0 3 2 7	六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

福 祉 ま る こ と と 相 談

＜ 内 容 ＞ “どこに相談すればよいか分からない” “複数の悩み・困りごとがある” “とにかく話だけでも聞いてほしい” など、内容や世代を問わず、「誰でもなんでも相談できる福祉窓口」です。心身の事情等で窓口に来ることが難しい場合は、相談員がご自宅等にお伺いし、ご相談をお受けします。

＜相談時間＞

相 談 日		相 談 時 間
東部拠点 (区役所別館 1 階)	月～金曜日、 第 4 日曜日 (祝日含む)	午前 9 時～午後 5 時 (火・金曜日は午後 7 時まで)
西部拠点 (すこやかプラザ あだち 3 階) 〈令和 7 年 4 月 2 1 日移転予定〉	月～金曜日、 第 2 土曜日 (祝日含む)	

※ 上記以外の土・日曜日、祝日・年末年始を除く

＜ 問 先 ＞ 福祉まるごと相談課東部拠点担当（別館１階） 電 話 ３８８０－５７０５
FAX ３８８０－５７１４

西部拠点係（すこやかプラザ あだち３階）
電 話 ５８８８－４５７１
FAX ３８８０－５６１４

生 活 や 福 祉 サ ー ビ ス の 相 談

生活保護の申請や、福祉サービスの相談ができます。

＜足立福祉事務所＞

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
中部第一 福祉課	3 8 8 0－5 8 7 5 6 8 0 6－3 0 1 7	中央本町 4-5-2 3 階	足立 1-4 丁目、梅田 1-8 丁目、興野 1-2 丁目、栗原 1-4 丁目、関原 1-3 丁目、西新井 1-7 丁目、西新井栄町 1-3 丁目、西新井本町 1-5 丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、本木 1-2 丁目
中部第二 福祉課	3 8 8 0－5 4 1 9 6 8 0 6－3 0 9 3	中央本町 4-5-2 2 階	青井 1-6 丁目、梅島 1-3 丁目、弘道 1-2 丁目、島根 1-4 丁目、中央本町 1-5 丁目、西綾瀬 1-4 丁目、西加平 1-2 丁目、東六月町、一ツ家 1-4 丁目、平野 1-3 丁目、保塚町、南花畑 1-4 丁目、六月 1-3 丁目、六町 1-4 丁目

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
千 住 福祉課	3 8 8 8－3 1 4 2 3 8 8 8－5 3 4 4	千住仲町 19-3 （千住庁舎 1 階）	小台 1-2 丁目、千住曙町、千住旭町、 千住東 1-2 丁目、千住大川町、千住河原町、 千住寿町、千住桜木 1-2 丁目、千住関屋町、 千住龍田町、千住仲町、千住中居町、 千住橋戸町、千住緑町 1-3 丁目、千住宮元 町、千住元町、千住柳町、千住 1-5 丁目、 日ノ出町、宮城 1-2 丁目、柳原 1-2 丁目
東 部 福祉課	3 6 0 5－7 1 2 9 5 6 9 7－6 5 6 0	東綾瀬 1-26-2	綾瀬 1-7 丁目、大谷田 1-5 丁目、加平 1-3 丁目、北加平町、佐野 1-2 丁目、神明 1-3 丁目、神明南 1-2 丁目、辰沼 1-2 丁目、 東和 1-5 丁目、中川 1-5 丁目、東綾瀬 1-3 丁目、六木 1-4 丁目、谷中 1-5 丁目
西 部 福祉課	3 8 9 7－5 0 1 3 3 8 5 6－7 2 2 9	横浜 8-27-15	入谷 1-9 丁目、入谷町、扇 1-3 丁目、加賀 1-2 丁目、江北 1-7 丁目、古千谷 1-2 丁目、 古千谷本町 1-4 丁目、皿沼 1-3 丁目、横浜 1-8 丁目、新田 1-3 丁目、椿 1-2 丁目、舎 人 1-6 丁目、舎人町、舎人公園、堀之内 1-2 丁目、谷在家 1-3 丁目
北 部 福祉課	5 8 3 1－5 7 9 7 3 8 6 0－5 0 7 7	竹の塚 2-25-17	伊興 1-5 丁目、伊興本町 1-2 丁目、竹の塚 1-7 丁目、西伊興 1-4 丁目、西伊興町、西 竹の塚 1-2 丁目、西保木間 1-4 丁目、花畑 1-8 丁目、東伊興 1-4 丁目、東保木間 1-2 丁目、保木間 1-5 丁目、南花畑 5 丁目

こ こ ろ と か ら だ の 健 康 相 談

こころとからだの健康管理について、不安や疑問、悩みなどの相談をお受けしています。

ご自身だけでなく、ご家族についても伺っています。

お住まいの担当地域の保健所窓口にご相談ください。

<足立保健所>

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域 ※2
中央本町 地域・保健 総合支援課	3 8 8 0－5 3 5 1 3 8 8 0－6 9 9 8	中央本町 1-5-3 （足立保健所内）	青井 1-6 丁目、足立 1-4 丁目、梅島 1-3 丁目、梅田 1-8 丁目、弘道 1-2 丁目、 関原 1-3 丁目、中央本町 1-5 丁目、 西綾瀬 1-4 丁目、西新井栄町 1-2 丁目、 西加平 1-2 丁目、一ツ家 1-4 丁目、 平野 1-3 丁目

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域 ※2
竹の塚 保健センター	3 8 5 5－5 0 8 2 3 8 5 5－5 0 8 9	西竹の塚 1-11-2 エミエルタワー 竹の塚 2 階	伊興 1-5 丁目、伊興本町 1-2 丁目、 入谷 1-9 丁目、入谷町、栗原 1-4 丁目、 古千谷 1-2 丁目、古千谷本町 1-4 丁目、 島根 1-4 丁目、竹の塚 1-7 丁目、舎人 1-6 丁目、舎人公園、舎人町、西新井 2-5 丁目、西伊興 1-4 丁目、西伊興町、 西竹の塚 1-2 丁目、西保木間 1-4 丁目、 花畑 1-8 丁目、東伊興 1-4 丁目、東保 木間 1-2 丁目、東六月町、保木間 1-5 丁目、保塚町、南花畑 1-5 丁目、六月 1-3 丁目、六町 1-4 丁目
江 北 保健センター	3 8 9 6－4 0 0 4 3 8 5 6－5 5 2 9	西新井本町 2-30-40 ※1	扇 1-3 丁目、興野 1-2 丁目、加賀 1-2 丁目、江北 1-7 丁目、皿沼 1-3 丁目、 鹿浜 1-8 丁目、新田 1-3 丁目、椿 1-2 丁目、西新井 1・6-7 丁目、西新井栄町 3 丁目、西新井本町 1-5 丁目、堀之内 1-2 丁目、本木 1-2 丁目、本木北町、 本木西町、本木東町、本木南町、 谷在家 1-3 丁目
千 住 保健センター	3 8 8 8－4 2 7 7 3 8 8 8－5 3 9 6	千住仲町 19-3 (千住庁舎 4 階)	小台 1-2 丁目、千住 1-5 丁目、千住曙 町、千住旭町、千住東 1-2 丁目、千住 大川町、千住河原町、千住寿町、千住 桜木 1-2 丁目、千住関屋町、千住龍田 町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸 町、千住緑町 1-3 丁目、千住宮元町、 千住元町、千住柳町、日ノ出町、宮城 1-2 丁目、柳原 1-2 丁目
東 部 保健センター	3 6 0 6－4 1 7 1 5 6 9 7－6 5 6 1	(一時移転中) 大谷田 3-11-13	綾瀬 1-7 丁目、大谷田 1-5 丁目、加平 1-3 丁目、北加平町、佐野 1-2 丁目、 神明 1-3 丁目、神明南 1-2 丁目、辰沼 1-2 丁目、東和 1-5 丁目、中川 1-5 丁 目、東綾瀬 1-3 丁目、六木 1-4 丁目、 谷中 1-5 丁目

※1 江北保健センターは、令和7年4月21日に開設する「すこやかプラザ あだち（江北五丁目14番5号）」内に移転

※2 令和7年4月21日より担当地域変更予定
入谷 1-9 丁目、舎人 1-6 丁目→江北保健センター
島根 1-4 丁目→中央本町地域・保健総合支援課

○ 最新の情報は、区ホームページをご覧ください。

も の 忘 れ 相 談

- < 内 容 > 医師が、もの忘れ・認知症などの相談をお受けしています。【予約制】
< 対 象 > 高齢者、その家族など
< 費 用 > 無料
< 問 先 > 地域包括支援センター（１ページ、２ページ参照）

消 費 生 活 相 談

- < 内 容 > 契約トラブル、商品やサービスに関すること、借金問題など、消費生活に関する相談をお受けしています。
< 相談時間 > 平日 午前９時～午後４時４５分（年末年始を除く）
< 問 先 > 消費者センター
住 所 足立区梅田７－３３－１（エル・ソフィア２階）
電 話 ３８８０－５３８０
FAX ３８８０－０１３３

成 年 後 見 制 度

- < 内 容 > 成年後見制度は認知症などにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度です。選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら本人に代わって手続きなどを行うことで、財産を適正に管理します。当センターでは制度に関する相談をお受けしています。
< 問 先 > 令和７年４月１日～令和７年４月１８日まで
権利擁護センターあだち
住 所 足立区千住仲町１９－３（千住庁舎２階）
電 話 ５８１３－３５５１
FAX ５８１３－３５５０
令和７年４月２１日～
成年後見センターあだち
住 所 足立区江北５－１４－５（すこやかプラザあだち３階）４／２１～
電 話 ６８０７－１５２０
FAX ３８９６－２３０２
地域包括支援センター（１ページ、２ページ参照）

詳しくは
８～９ページ

高 齢 者 虐 待 の 相 談 ・ 通 報

< 窓 口 > 地域包括支援センター（１ページ、２ページ参照）

福 祉 サ ー ビ ス の 苦 情 ・ 相 談

< 内 容 > 高齢者・障がい者などの福祉サービスの施設や事業者に対する苦情や相談をお受けしています。

< 窓 口 > 令和７年４月１日～令和７年４月１８日まで

基幹地域包括支援センター

住 所 足立区梅島２－１－２０

電 話 ６８０７－２４６０

FAX ５６８１－３３７４

令和７年４月２１日～

基幹地域包括支援センター

住 所 江北５－１４－５（すこやかプラザあだち３階）

電 話 ６８０７－２４６０

FAX ３８９６－２３０２

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。

選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら、本人に代わって手続きなどを行うことで、財産を適正に管理します。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

◆法定後見制度

法定後見制度とは、認知症などにより、現に本人の判断能力が低下した場合に、親族などの申立てにより、家庭裁判所が選任した成年後見人などが法定の権限に基づいて本人の財産管理や身上保護を行う制度です。次の3つの種類があります。

補助

財産の管理・処分について、ときに援助が必要な場合

保佐

財産の管理・処分について、つねに援助が必要な場合

後見

自分の財産を管理・処分できない場合

◆任意後見制度

任意後見制度とは、判断能力のある内に公正証書を作成して任意後見契約を結び、判断能力が低下した時の事務（財産管理や身上保護に関する事務）の内容と、後見人になる人を定めておく制度です。支援を開始する場合は、任意後見人の職務を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任します。

後見人には誰がなれるの？

親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など。最も適切な人や団体を家庭裁判所が選任します。

問い合わせ・相談窓口

令和7年4月1日現在

相談内容	窓 口	電話番号（上段） F A X（下段）
成年後見制度全般、助成制度について	医療介護連携課 権利擁護推進係 ※1	3880-5982 ※2 3880-5614
成年後見制度の利用相談について	成年後見センターあだち ※1	5813-3551 ※3 5813-3550
高齢者について	地域包括支援センター	1、2ページ参照
知的障がい者について	障がい援護課 基幹相談・権利擁護係	3880-0708 3880-5754
	中部援護第一係	3880-5881 3880-5754
	中部援護第二係	3880-5882 3880-5754
	千住援護係	3888-3146 3888-5344
	東部援護係	3605-7520 5697-6560
	西部援護係	3897-5034 3856-7229
	北部援護係	5831-5799 3860-5077
	障がい福祉センターあしすと 自立生活支援室	5681-0132 5681-0137
精神障がい者について	保健センター等	4、5ページ参照

※1 医療介護連携課 権利擁護推進係、成年後見センターあだちは、令和7年4月21日に開設する「すこやかプラザ あだち」内に移転

※2 医療介護連携課 権利擁護推進係 電話番号・FAX
 令和7年4月1日～令和7年4月18日 03-3880-5982
 03-3880-5614
 令和7年4月21日～ 03-6807-1158
 03-3899-1355

※3 成年後見センターあだち 電話番号・FAX
 令和7年4月1日～令和7年4月18日 03-5813-3551
 03-5813-3550
 令和7年4月21日～ 03-6807-1502
 03-3896-2302

不 動 産 担 保 型 生 活 資 金 貸 付 制 度

＜ 内 容 ＞ 現在お住いの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

＜ 対 象 ＞ 世帯の構成員が原則 65 歳以上で、以下の全てに該当する方

■ 対象世帯

① 借入申込者が単独で所有あるいは配偶者と共有する不動産に居住している世帯

② 世帯の構成員が次のいずれかであること。

ア 単身

イ 夫婦のみ

ウ アまたはイと借入申込者もしくは配偶者の親が同居

③ 世帯員の収入が住民税非課税または均等割課税程度の低所得世帯

※ 生活保護世帯及び公的資金を借受中の世帯、暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。

■ 対象不動産（土地・建物）

① 賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと

② 土地の評価額が概ね 1,500 万円以上の一戸建て住宅（貸付月額によつては 1,000 万円程度でも貸付対象となる場合があります。）

※ マンション等の集合住宅は不可。

※ 不動産の状況によつては対象とできない場合があります。

■ 連帯保証人

推定相続人の中から連帯保証人が 1 名必要です。

※ 推定相続人がいない場合は、ご相談ください。

＜貸付内容＞ ① 貸付月額 30 万円以内
② 資金交付 原則として 3 カ月ごとに交付
③ 貸付限度額 担保となる土地評価額の概ね 70 %
④ 貸付期間 貸付元利金が貸付額に達するまでの期間
⑤ 貸付金の利率 年 3 % または当該年度における 4 月 1 日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準に定めます。

＜ 問 先 ＞ 社会福祉協議会生活支援課（南館 11 階） 電 話 3880-5740
FAX 3880-5697

2 介 護 保 険

介 護 保 険 の お 問 い 合 わ せ

< 問 先 > 介護保険課（北館1階）

内 容	担 当 係	電話番号（上段） F A X（下段）
申請、認定のこと	介護認定係	3 8 8 0－5 2 5 6 3 8 8 0－5 6 2 1
サービス利用のこと	保険給付係	3 8 8 0－5 7 4 3 3 8 8 0－5 6 2 1
被保険者証のこと	資格保険料係	3 8 8 0－5 7 4 4 3 8 8 0－5 6 2 1
保険料のこと	資格保険料係	3 8 8 0－5 7 4 4 3 8 8 0－5 6 2 1

○ 介護の総合相談、施設入所、申請などのご相談

< 問 先 > 地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

介 護 保 険 サ ー ビ ス

介護保険サービスを利用するには、「要介護認定」を受ける必要があります。

必要な支援の度合い（要支援1・2、要介護1～5）によって、利用できるサービスは異なります。

在 宅 で 利 用 す る サ ー ビ ス

サ ー ビ ス 名	内 容
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。
訪問入浴介護	移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。
訪問リハビリテーション	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

サ ー ビ ス 名	内 容
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事指導などの療養上の管理を行います。
訪問看護	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。
通所介護（デイサービス）	定員１９人以上の通所介護施設で、食事、入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。
短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
福祉用具貸与	車イス、介護用ベッド、床ずれ防止用具、歩行器、つえなどが借りられます。
特定福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具（ポータブルトイレ、入浴補助用具など）を、指定事業者から購入したときに、費用の９割～７割を支給します（１年間の限度額は１０万円）。
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行ったときに費用の９割～７割を支給します。事前に申請が必要です（利用限度額２０万円）。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。
認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。
小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

サ ー ビ ス 名	内 容
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	利用者の状況に応じて、小規模な居住型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。
地域密着型通所介護	定員１８人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

施 設 に 入 所 し て 受 け る サ ー ビ ス

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方（原則要介護３以上の方）が対象です。食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所手続きのご案内

< 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課施設係（北館１階）

電 話 ３ ８ ８ ０－５ ４ ９ ８

F A X ３ ８ ８ ０－５ ６ １ ４

	施 設 名	住 所	電話番号（上段） F A X（下段）
1	足立翔裕園	入谷 9-15-18	3 8 5 5－6 3 6 3 3 8 5 5－6 3 6 0
2	足立新生苑	花畑 4-39-10	3 8 8 3－7 9 4 6 3 8 6 0－0 9 5 0
3	足立万葉苑	六月 2-11-20	5 8 5 6－6 6 9 5 3 8 5 8－1 7 0 0
4	イーストピア東和	東和 4-7-23	5 6 1 3－1 2 3 0 5 6 1 3－1 2 2 0
5	ウエルガーデン伊興園	伊興 3-7-4	5 8 3 8－1 5 0 0 5 8 3 8－1 5 0 1
6	扇	扇 1-52-23	3 8 5 6－1 1 9 9 3 8 5 6－1 7 1 1

	施 設 名	住 所	電話番号（上段） F A X（下段）
7	グレイスホーム	西新井本町 4-13-16	3 8 9 0 - 0 2 1 4 3 8 9 0 - 0 9 5 1
8	ケアホーム足立	入谷 1-8-15	3 8 5 3 - 6 8 0 0 3 8 5 3 - 6 8 0 1
9	ケアホーム花畑	花畑 8-7-6	5 8 5 1 - 6 1 0 0 5 8 5 1 - 7 0 3 3
1 0	古千谷苑	古千谷本町 1-3-19	3 8 5 6 - 7 2 5 7 3 8 9 7 - 7 2 3 7
1 1	さくら	皿沼 2-8-8	5 6 9 1 - 7 1 5 0 5 6 9 1 - 8 1 4 7
1 2	さの	佐野 2-30-12	5 6 8 2 - 0 0 0 7 5 6 8 2 - 0 0 7 7
1 3	紫磨園	入谷 3-3-6	3 8 5 7 - 4 1 6 5 3 8 5 7 - 8 4 2 5
1 4	新田楽生苑	新田 1-21-20	6 9 0 3 - 0 3 0 9 6 9 0 3 - 0 3 1 0
1 5	千住桜花苑	千住元町 18-19	5 2 4 4 - 6 8 8 1 5 2 4 4 - 6 8 8 0
1 6	竹の塚翔裕園	竹の塚 7-19-14	5 8 5 1 - 6 0 5 0 5 8 5 1 - 6 0 5 5
1 7	タムスさくらの社 花畑	花畑 3-15-5	5 8 5 1 - 8 0 2 8 5 8 5 1 - 8 0 2 9
1 8	中央本町杉の子園	中央本町 4-14-20	3 8 8 6 - 0 0 0 2 3 8 8 6 - 1 6 0 0
1 9	花ざかり	中央本町 2-24-11	6 8 0 6 - 4 8 8 8 6 8 0 6 - 3 3 3 6
2 0	花畑あすか苑	花畑 4-20-1	5 8 5 6 - 4 7 5 1 5 8 5 6 - 6 7 1 5
2 1	（仮称）はなはた三清荘 （令和 7 年 1 1 月 1 日開設予定）	花畑 3 丁目	未定
2 2	ハピネスあだち	江北 3-14-1	5 8 3 9 - 3 6 3 0 5 8 3 9 - 3 6 3 2
2 3	はるかぜ	東保木間 1-19-5	5 8 5 1 - 7 0 5 5 3 8 8 3 - 8 7 7 6

	施 設 名	住 所	電話番号（上段） F A X（下段）
24	ピオーネ足立	平野 1-7-7	5831-5226 5831-5227
25	ピオーネ西新井	西新井 1-33-15	6807-1213 3855-1022
26	プレミア扇	扇 1-3-5	3890-3333 3890-5551
27	奉優の家	佐野 1-29-3	5613-1525 5613-1526
28	（仮称）本木 （令和8年3月1日開設予定）	本木 1 丁目	未定
29	ル・ソラリオン綾瀬	東綾瀬 3-9-1	5613-1176 5613-1187
30	ル・ソラリオン西新井	西新井 3-14-3	3899-3005 3899-3085
31	レスポート千住	千住桜木 2-11-8	6684-1010 5284-8803
32	ロイヤル足立	舎人 3-1-19	6807-1375 6807-1376
33	六月	六月 1-6-1	5242-0303 5242-0306

令和7年4月1日時点

● 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリが受けられます。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

	施 設 名	住 所	電話番号
1	千寿の郷	柳原 2-33-6	3870-4621
2	足立老人ケアセンター	保木間 5-23-20	5686-3965
3	しらさぎ	梅田 8-12-10	5681-5001
4	レーベンハウス	西新井本町 2-23-1	3854-4761

	施 設 名	住 所	電話番号
5	成仁	大谷田 2-18-12	050-3734-5031
6	いずみ	西新井 5-35-2	5 8 3 8 - 2 2 7 7
7	梅の木	青井 4-29-23	5 8 8 8 - 8 6 6 1
8	むくげのいえ	西新井本町 1-25-36	5 8 3 8 - 0 7 8 8
9	ホスピア東和	東和 4-7-8	5 6 7 3 - 3 4 5 5
10	水野	西新井 6-24-13	3 8 9 8 - 0 0 2 2
11	千壽	千住中居町 29-6	5 2 8 4 - 0 0 8 8
12	あさひ	保木間 4-41-12	5 8 5 6 - 7 0 1 0
13	イルアカーサ	六木 4-9-10	5 6 7 3 - 1 0 2 0
14	葵の園・椿	椿 2-3-1	5 6 4 7 - 1 1 2 2

令和7年4月1日時点

● 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活の世話）が一体的に受けられます。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

	施 設 名	住 所	電話番号
1	ひのき介護医療院	新田 2-16-13	5 9 0 2 - 3 1 2 1
2	介護医療院 足立鹿浜病院	鹿浜 3-6-1	3 8 5 7 - 5 8 7 1
3	東京足立介護医療院	保木間 5-23-20	5 8 5 1 - 8 9 7 0

令和7年4月1日時点

3 日常生活をサポート

シルバーカー（手押し車式歩行補助器）

＜対象＞ 65歳以上の在宅で生活する方で、外出の際に下肢機能低下による歩行支援が必要であり、安全に使用できると認められる方（一人一台一回限り）

※ 必ず事前にお問い合わせください。個人で直接注文・購入後に費用を助成することはできません。

※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。

＜助成限度額＞ 10,000円 原則1割（所得により2割または3割）の自己負担あり。

＜問先＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

自動消火装置

＜内容＞ ガス台付近の異常な温度上昇または炎が接触したとき、自動的に消火液を噴射する機器の設置費用を助成します（一世帯一回限り）。

※ 必ず事前にお問い合わせください。個人で直接注文・購入後に費用を助成することはできません。

＜対象＞ 在宅生活中で寝たきりや認知症のため、防火の配慮が必要な65歳以上の高齢者世帯の方

※ 賃貸住宅の場合、所有者からの設置の承諾が必要です。

※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。

＜助成限度額＞ 28,700円 原則1割（所得により2割または3割）の自己負担あり。

＜問先＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

電 磁 調 理 器 （ 卓 上 型 コ ン ロ ひ と ロ タ イ プ ）

＜ 対 象 ＞ 自分で調理のできる在宅の方で、心身機能の低下により日常的に火の扱いに心配があり、防火上必要と認められる65歳以上の高齢世帯の方（一世帯一回限り）契約電力量が30アンペア以上必要です。

※ 必ず事前にお問い合わせください。個人で直接注文・購入後に費用を助成することはできません。

※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。

＜助成限度額＞ 20,000円 原則1割（所得により2割または3割）の自己負担あり。

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

補 聴 器 購 入 費 用 助 成

＜ 内 容 ＞ 高齢期の中等度難聴の方が補聴器（管理医療機器）を購入する場合の費用の一部を助成します（一人左右いずれか一方の耳に装着する補聴器一台一回限り）。

※ 必ず購入する前に耳鼻咽喉科専門医から中等度難聴であることの診断（意見書）を記載した申請書で区に申請し、決定を受ける必要があります。

＜ 対 象 ＞ 以下の全てに該当する方

- ① 65歳以上で、区内に住所を有している方
- ② 聴力レベルが概ね40dB以上70dB未満（両耳とも中等度難聴）
- ③ 身体障害者手帳（聴覚障がい）の該当とならない方

＜助成限度額＞ 50,000円

※ 購入額が助成限度額に満たない場合は、購入額の千円未満を切り捨てた金額が助成額となります。

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

ヒアリンググループ（難聴用磁気ループ）の貸出

＜ 内 容 ＞ 聴覚障がいのある方の聴こえを支援し、会議や講演会などへの参加の機会を広げるために、携帯型ヒアリンググループ（難聴用磁気ループ）を貸出します。

＜貸出物品＞ アンプ、ケーブル、受信機

＜ 対 象 ＞ 以下のいずれかに該当する方

- ① 区内在住の障がい者で構成された団体
- ② 区内在住の障がい者
- ③ 障がい福祉課長が必要と認めたもの

＜申請方法＞ 区ホームページ・郵送・FAXのいずれかで申請

※ 申請前に問先へ空き状況をご確認ください。

＜ 費 用 ＞ 無料

＜ 問 先 ＞ 障がい福祉課障がい福祉係（北館1階） 電 話 3880-5255
FAX 3880-5754

住宅の改修【予防給付】（介護保険 非該当＝自立と認定された方）

＜ 内 容 ＞ 手すりの取り付け、段差解消、滑り防止・移動を円滑にするための床材料の変更、引き戸などへの扉の取り替え、和式から洋式便器への取り替え工事費用を助成します（一世帯一回限り）。

※ 必ず事前にご相談ください。

＜ 対 象 ＞ 足立区に住民票があり、在宅生活中で日常生活動作に低下が認められ、介護保険非該当（自立）と認定された65歳以上の方

※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。

＜助成限度額＞ 200,000円 原則1割（所得により2割または3割）の自己負担あり。

※ 所得状況によって自己負担が減免されます。

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

住宅の改修【設備改修】（介護保険 要支援・要介護の方）

＜ 内 容 ＞ 10cm以上浅い浴槽への取り替え（給湯設備を除く）、流しまたは洗面台の車イス対応用への取り替え、和式から洋式便器への取り替え工事費用を助成します（一種目一世帯一回限り）。

※ 必ず事前にご相談ください。

＜ 対 象 ＞ 足立区に住民票があり、在宅生活中で日常生活動作に低下が認められ、介護保険で「要支援」・「要介護」の認定を受けている65歳以上の方

※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。

＜助成限度額＞■ 浅い浴槽への取り替え：200,000円

（介護保険が優先されますが、介護保険の住宅改修を浴槽取り替え以外で15万円以上使った場合のみ対象）

■ 流しまたは洗面台の車イス対応用への取り替え：156,000円

■ 和式から洋式便器への取り替え：106,000円

（介護保険が優先されますが、介護保険の住宅改修を便器の洋式化以外で15万円以上使った場合のみ対象）

※ 原則1割（所得により2割または3割）の自己負担あり。

※ 所得状況によって自己負担が減免されます。

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

【階段昇降機設置】（介護保険 要介護4または5の方）

＜ 内 容 ＞ 在宅生活における転倒防止や介護者の負担軽減を図るため、階段昇降機設置費用の一部を助成します（一世帯一回限り）。

※ 必ず事前に高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係へご相談ください。

＜ 対 象 ＞ 足立区に住民票があり、介護保険で要介護4または5の認定を受けている65歳以上の方で、以下のすべてに該当する方

① 日常的に車椅子または歩行器を利用している方

② 1階での居住が困難で、2階以上に居室があり、階段を昇降する必要がある方。本人または親族の持ち家にお住まいの方

③ 「住宅の確認済証」など区長が指定する書類の写しを提出できる方（建物の分類、設置する階段昇降機の様態により必要書類は異なります）

④ 介護保険施設または病院等へ入所・入院していない方

※ 設置済の機器の取替、新築工事等に合わせて設置するものは助成対象外

※ 本人の動線確認、身体状況を確認するため、訪問面接を行います。

＜助成限度額＞1,332,000円

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

- < 内 容 > 常時失禁状態にある方に紙おむつを支給します。入院などで紙おむつの持ち込みができない方には紙おむつ代の一部を助成します。
※ 事前の申請が必要です。
- < 対 象 > 以下の全てに該当する方
① 足立区に住民票がある方（所得制限なし）
② 常時失禁状態で、介護保険の要介護２・３・４・５の方
※ ただし介護保険施設入所者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の方は対象になりません。
※ 住所地特例の方は介護保険証のコピーが必要
- < 助成限度額 > ■ 紙おむつ：カタログ掲載商品から選択したもののうち、１ヵ月上限点数６０点分を助成
■ 費用助成：入院中などで紙おむつの持ち込みができない方には、月額上限６，０００円を助成
- < 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館１階）
電 話 ３８８０－５２５７
FAX ３８８０－５６１４
足立福祉事務所各課の総合相談窓口 （３ページ、４ページ参照）
地域包括支援センター （１ページ、２ページ参照）

4 緊 急 時 に 備 え て

救 急 医 療 情 報 キ ャ ッ ト （ 保 管 容 器 ）

- < 内 容 > 救急搬送時に救急隊が迅速な活動を行えるよう、かかりつけ医や持病などの医療情報を自分で記入し、冷蔵庫に保管する容器を配付します（一人一個限り）。
- < 対 象 > 以下のいずれかに該当し、健康上の不安のある方
- ① 65歳以上の一人暮らし
 - ② 世帯全員が65歳以上
 - ③ 身体障がいなどの手帳を所持している方
- < 費 用 > 無料
- < 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）
- 電 話 3880-5257
- FAX 3880-5614
- 足立福祉事務所各課の総合相談窓口 （3ページ、4ページ参照）
- 地域包括支援センター （1ページ、2ページ参照）

緊 急 通 報 シ ス テ ム （ 救 急 車 の 要 請 ）

- < 内 容 > 居宅内での緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間受信センターに自動通報する機器、生活リズムセンサーを設置します。通報により救急車を呼ぶことができます。
- < 対 象 > 在宅生活の一人暮らしなどで（日中独居を含む）、慢性疾患などにより日常生活に常時注意を要する65歳以上の方
- ただし、以下のいずれかに該当する方は設置できません。
- ① シルバーピア（高齢者集合住宅）などの施設に入所している方
 - ② 賃貸住宅に居住していて、その所有者から承認を得られない方
 - ③ 認知症の方
 - ④ 電話料金を滞納している方
 - ⑤ 高齢者の見守りを目的としたサービスを利用中の方
- ※ 固定電話回線または携帯電話が必要です。
- ※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。
- < 費 用 > 無料
- < 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）
- 電 話 3880-5257
- FAX 3880-5614
- 地域包括支援センター （1ページ、2ページ参照）

徘徊高齢者位置検索システム

＜ 内 容 ＞ 認知症により徘徊行動のある在宅の高齢者を介護する区内にお住まいの親族の方へ、事業者と契約した際に生じる位置検索システムの加入料（一人一回限り）と月額利用料を補助します。

※ 必ず事前にご相談ください。

＜ 対 象 ＞ 以下の全てに該当する方

- ① 足立区に住民票があり、在宅生活中で認知症による徘徊行動がある方
- ② 介護保険要支援以上の方
- ③ 介護する家族（親族）が区内在住の方

＜助成限度額＞ ■ 加 入 料：上限 5, 250円

原則 1 割（所得により 2 割または 3 割）の自己負担あり。

■ 月額利用料：月上限 1, 500円

※ 所得による定率負担はありません。

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館 1 階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター

（1 ページ、2 ページ参照）

高齢者見守りサービス助成

＜ 内 容 ＞ 在宅のひとり暮らし等で慢性疾患などにより、日常生活を送るうえで常時注意を要する方（緊急通報システム、おはよう訪問利用者を除く）に対し、高齢者を見守るための装置（生活活動を感知するセンサーやカメラ、電気やガスの使用状況をお知らせするシステム等）を自宅に設置する際の初期設置費用（一世帯一回限り）と月額利用料を助成します。

※ 事業者と契約する前に、事前の申請と給付決定が必要です。

＜ 対 象 ＞ 以下の全てに該当する方

- ① 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯などの方（日中独居可）
- ② 慢性疾患などにより日常生活を営む上で、常時注意を要する状態の方の自宅に設置する見守りサービスの契約者（本人または区内在住の親族）

※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。

＜助成費用＞ ■ 初期設置費用：上限 13, 500円

■ 月額利用料：上限 1, 500円

※ 所得による定率負担はありません。

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館 1 階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1 ページ、2 ページ参照）

高齢者見守りキーホルダー事業及びあんしんプリント事業

< 内 容 > (1) 高齢者見守りキーホルダー

認知症状などにより見守りの必要な方が警察に保護された場合や、外出中に救急搬送された場合などに見守りキーホルダーを持っていると、警察や消防などからの照会に対し、迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます。

(2) あんしんプリント

見守りキーホルダーの番号を衣類にプリントしていると、警察や消防などからの照会に対し迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます。

< 対 象 > 以下のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上で、認知症状などにより見守りの必要な方
- ② 65歳以上で、ひとりでの外出に不安のある方
- ③ あんしんプリントは、見守りキーホルダーを申請された方で特に徘徊の恐れの高い方

< 費 用 > 無料（ひとりに1個配付します）

※ 緊急連絡先の方を2名登録しますので、事前に情報提供の同意が必要です。

< 配付場所 > 管轄の地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

< 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

家具類転倒防止、窓ガラス等飛散防止工事費用の助成

< 内 容 > 家具を金物等で壁や柱などに固定したり、窓ガラス等に飛散防止のフィルムを貼る工事等に助成します。

※ 契約・工事着手前に助成申請が必要であり、施工者は区内業者となります。
必ず事前にご相談ください。

< 対 象 > 足立区在住で、自身が居住する住宅に工事を実施する方

※ 材料費のみの助成は不可、取付工事が対象。助成は1世帯に対して1回が限度です（ただし、助成を受けてから10年経過後再度助成が受けられます）。

< 助成限度額 > 100,000円

< 問 先 > 建築防災課耐震化推進第一係（中央館4階） 電 話 3880-5317 耐震化推進第二係 FAX 3880-5615

耐震シェルター、防災ベッドの設置工事費用の助成

＜ 内 容 ＞ 昭和56年5月以前に建築され、区の耐震診断助成を受けて耐震性が不足していると判定された自己所有で自己居住の木造住宅に、東京都が選定した耐震シェルターや防災ベッドの設置工事を行う場合に、どちらか一方の費用を助成します。

※ 契約・工事着手前に助成申請が必要です。必ず事前にご相談ください。

＜ 対 象 ＞ 足立区在住で、自身が居住する住宅に工事を実施する方

＜助成限度額＞ 300,000円

＜ 問 先 ＞ 建築防災課耐震化推進第一係（中央館4階） 電 話 3880-5317
耐震化推進第二係 FAX 3880-5615

感震ブレーカー設置工事費用の助成

＜ 内 容 ＞ 感震ブレーカーを設置した場合に費用を助成します。

＜ 対 象 ＞ 次項の対象地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）の方で、以下のいずれかに該当する世帯の方

（1）特例世帯（以下のいずれかの世帯）

- ・ 65歳以上の方が含まれる。
- ・ 要介護者が含まれる（要介護3から5）。
- ・ 障がい（身体1級から4級・精神1級から3級・知的1度から4度）のある方が含まれる。
- ・ 住民税非課税者のみ。

（2）一般世帯

- ・ 特例世帯以外の世帯

※ 材料費のみの助成は不可、助成は1世帯に対して1回が限度です。

事前申し込み等の条件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

＜助成限度額＞ 特例世帯：分電盤タイプ（税抜き設置費用内まで）

最大80,000円まで

簡易タイプ【高機能型】（税抜き設置費用内まで）

最大13,000円まで

一般世帯：分電盤タイプ（税抜き設置費用の3分の2まで）

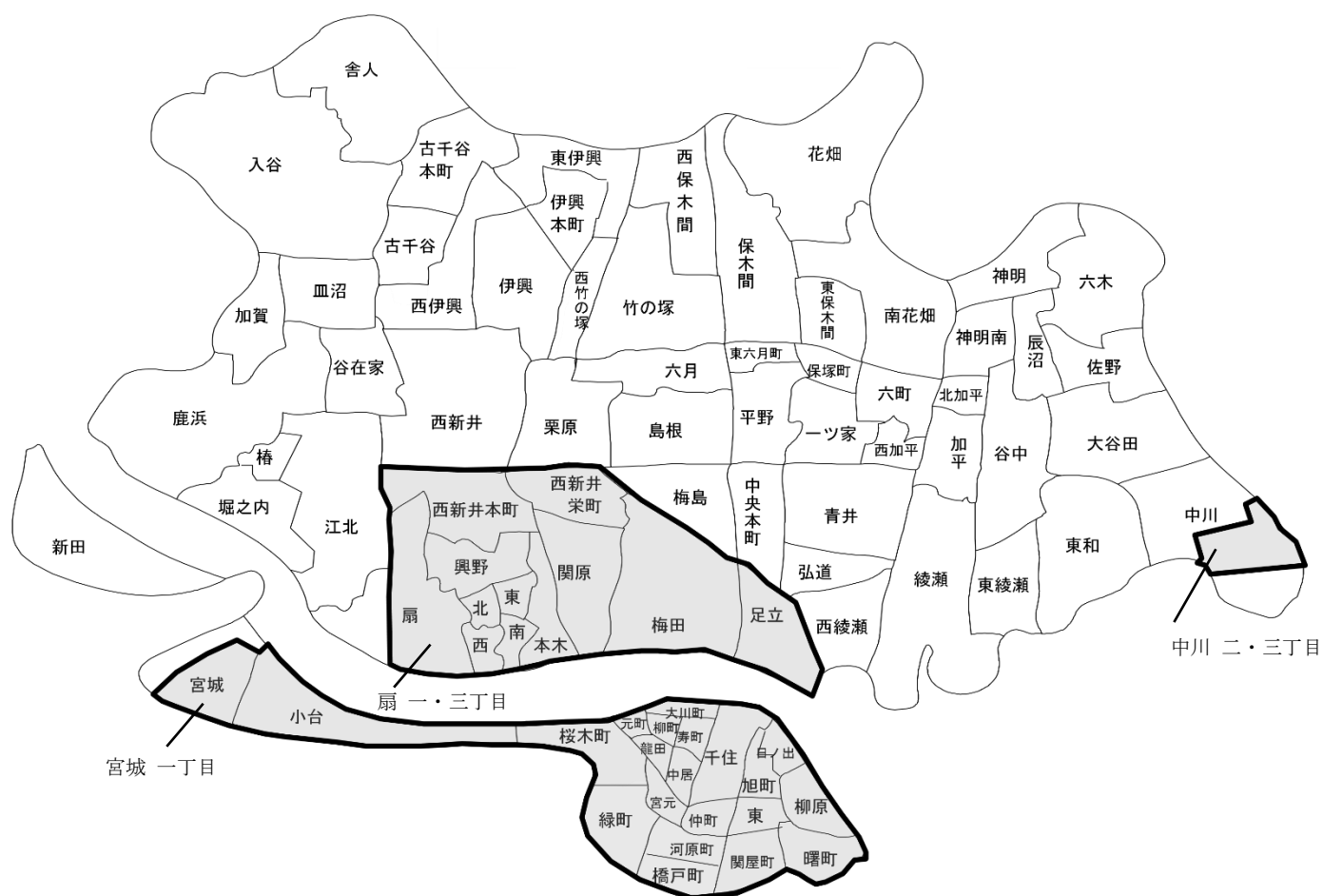
最大50,000円まで

簡易タイプ【高機能型】（税抜き設置費用3分の2まで）

最大8,000円まで

＜ 問 先 ＞ 建築防災課耐震化推進第一係（中央館4階） 電 話 3880-5317
耐震化推進第二係 FAX 3880-5615

対象地域



梅田／扇一・三丁目／小台／関原／千住／中川二・三丁目
／宮城一丁目／本木／西新井栄町 など

5 くらしのお手伝い

寝 具 乾 燥 消 毒

- < 内 容 > 毎月1回、寝具の乾燥消毒を行います。
- < 対 象 > 足立区に住民票があり、寝たきりなどのため自力で布団の乾燥が困難な65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険要介護3・4・5の方
※ 寝具の受け渡しを手伝う介護者が1名必要です。
- < 費 用 > 1回100円
- < 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）
電 話 3880-5257
FAX 3880-5614
足立福祉事務所各課の総合相談窓口 （3ページ、4ページ参照）
地域包括支援センター （1ページ、2ページ参照）

訪 問 理 美 容

- < 内 容 > 自宅に訪問し、理容・美容サービスを行います（最大年6回）。
- < 対 象 > 足立区に住民票があり、寝たきりなどのため理髪店や美容院に行くことができない65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険要介護3・4・5の方
※ 見守りと介助を行う介護者が1名必要です。
- < 費 用 > 1回500円
- < 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）
電 話 3880-5257
FAX 3880-5614
足立福祉事務所各課の総合相談窓口 （3ページ、4ページ参照）
地域包括支援センター （1ページ、2ページ参照）

入 浴 事 業 （ 「 ゆ ～ ゆ ～ 湯 」 入 浴 証 ）

- < 内 容 > 月3回、指定日に区内の公衆浴場を割引料金で利用できる入浴証を発行します。
- < 対 象 > 4月1日現在、70歳以上の方
- < 費 用 > 1回につき入浴料から400円を差し引いた金額
- < 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）
電 話 3880-5257
FAX 3880-5614

銭湯入浴料金の割引（ふれあい家族入浴）

- ＜ 内 容 ＞ 毎月第1、第3土曜日（夏休み期間を除く）に中学生以下の方と保護者（親または祖父母）の方が区内の銭湯を利用する際、入浴料金を引きします。
- ＜ 対 象 ＞ 中学生以下の方と保護者の方（親または祖父母）の利用時
- ＜ 費 用 ＞ 大 人：400円、中学生：300円
小学生：120円、乳幼児： 無料
※ 中高生はいつでも300円で入浴できます（中高生の通年学割事業）
- ＜ 問 先 ＞ 青少年課体験活動係（南館5階） 電 話 3880-5273
FAX 3880-5606

銭湯入浴料金の割引（イベント湯）

- ＜ 内 容 ＞ 敬老の日やしょうぶ湯・ゆず湯・りんご湯等の実施日に区内の銭湯の入浴料金を引きします。
- ＜ 対 象 ＞ 65歳以上の方、小学生以下の方
（敬老の日のみ小学生以下の割引はありません）
- ＜ 費 用 ＞ 65歳以上の方：270円、小学生：100円、未就学児：50円
（しょうぶ湯は65歳以上の方：270円、小学生以下無料）
※ 東京都の入浴料金改定により、入浴料金が値上がりする場合があります。
- ＜ 問 先 ＞ 衛生管理課衛生管理係（南館2階） 電 話 3880-5891
FAX 3880-5602

配 食 サ ー ビ ス

- ＜ 内 容 ＞ 栄養バランスのとれた食事をご自宅までお届けする協力店を紹介します。
- ＜ 対 象 ＞ どなたでも
- ＜ 費 用 ＞ 店舗によって利用額が違います。区からの助成はありません。
- ＜ 利用方法 ＞ 10月頃に協力店一覧が記載された案内を全戸配布します。案内を見て直接、協力店に連絡してください。
- ＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）
電 話 3880-5257
FAX 3880-5614

高齢者配食サービス支援事業（元気サポート弁当）

＜ 内 容 ＞ 1日につき昼・夜のうちいずれか1食、配食事業者から食事を購入でき、受け取りの際に声掛けや安否確認などの見守りを受けることができます。

＜ 対 象 ＞ 65歳以上の方のみの世帯に属する方でア～ウのいずれかに該当する方

ア 身体的な理由により食事を用意することが困難な方

イ 精神的な理由により食事を用意することが困難な方

ウ 退院後等の事情により刻み食、ムース食、糖質制限食等特別な食事が必要であるが、当該食事を用意することが困難な方

＜ 費 用 ＞ 食事の定価から300円を引いた残りの額

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階）

電 話 3880-5257

FAX 3880-5614

地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

シルバース（割引乗車券）

＜ 内 容 ＞ 都営交通（都バス、日暮里舎人ライナー、都営地下鉄、都電）と都内を走行する民営バス（コミュニティバスはるかぜを含む）の割引乗車券を販売します。

＜ 対 象 ＞ 都内に住民登録している70歳以上の方

＜ 費 用 ＞ 20,510円（4月～9月に購入のときは10,255円）

以下の方は、1,000円

① 住民税が非課税の方

② 合計所得金額が135万円以下の方

※ 令和7年10月から利用者負担額の軽減が予定されています。詳しくは東京都（代表 5321-1111）へお問い合わせください。

＜ 問 先 ＞ 東京バス協会 電 話 5308-6950

FAX 3378-9970

車 い す の 貸 出

< 対 象 > 高齢、疾病、けがなどにより一時的に車いすを必要とする方

< 費 用 > 無料

< 期 間 > 原則 1 ヶ月以内

< 問 先 >

施設名	電話番号（上段） F A X（下段）
社会福祉協議会生活支援課（南館 1 1 階）	3 8 8 0－5 7 4 0 3 8 8 0－5 6 9 7
総合ボランティアセンター	3 8 7 0－0 0 6 1 3 8 7 0－5 9 0 0
あいあいサービスセンター	3 8 5 6－0 2 7 4 3 8 5 6－0 2 9 9
地域包括支援センター関原	3 8 8 9－1 4 8 7 3 8 8 7－1 4 0 7
足立福祉事務所各課の総合相談窓口	（3、4 ページ参照）
江南区民事務所	3 9 1 2－9 3 5 1 3 9 1 4－3 7 4 3
（有）福祉の家	3 8 5 7－2 9 4 1 3 8 9 7－8 8 1 3
（株）あおばライフケア	5 8 8 8－2 3 3 3 3 8 5 2－4 6 5 2
ダスキンヘルスレント足立ステーション	5 8 5 1－8 0 3 6 5 8 5 1－8 0 3 5
まごの手本店	3 8 4 8－0 1 9 0 3 8 4 0－0 2 5 8

シ ル バ ー ス テ ッ キ (杖)

＜ 対 象 ＞ 65歳以上で歩行に不安のある方

＜助成限度額＞ 上限1,500円

＜ 内 容 ＞ シルバーステッキ（杖）購入費を一部助成

※ 介護保険サービスなど公的サービスで購入したシルバーステッキは対象外

＜ 問 先 ＞ 社会福祉協議会生活支援課（南館11階） 電 話 3880-5740
FAX 3880-5697

あ つ た か サ ポ ー ト

＜ 内 容 ＞ 会員制による有償家事援助事業として、掃除や洗濯、買い物、食事の支度・片付け、ごみ出し、通院や散歩等の外出の付き添いなど、地域の方々協力会員が活動できるサポートを提供します。

※ 緊急性、危険性、専門性のあるものや、留守宅でのサポートはできません。

＜ 対 象 ＞ 在宅での日常生活にお困りの65歳以上の方、障がいのある方、病弱の方

＜ 費 用 ＞ 利用料：1時間730円（以降30分毎に365円加算・利用事務費含む）
新規利用会員入会事務費：1,000円（2年毎に更新事務費500円）

＜ 問 先 ＞ 社会福祉協議会あいあいサービスセンター 電 話 3856-0274
FAX 3856-0299

ち ょ こ っ と サ ポ ー ト

＜ 内 容 ＞ 地域の方々（サポート隊員）の協力を得て、電球の交換や換気扇、エアコンのフィルター掃除、ゴミ出し、季節家電の出し入れ（扇風機、こたつ、ストーブ等）、草むしり、買い物など、概ね1時間以内でできる作業のお手伝いをします。

※ 緊急性、危険性、専門性、継続性のある作業はできません。

＜ 対 象 ＞ 在宅での日常生活にお困りのある65歳以上の方、障がいのある方、病弱の方

＜ 費 用 ＞ 30分400円（以降30分毎に400円加算）

＜ 問 先 ＞ 社会福祉協議会あいあいサービスセンター 電 話 3856-0274
FAX 3856-0299

6 地 域 で 支 え る

高 齢 者 あ ん し ん 生 活 支 援 事 業

< 内 容 > (1) あんしんサービス

入院、施設入所の際の保証人に準じた支援（預託金の範囲内での保証）、
契約の立会いなどのお手伝いをします。

(2) 生活支援サービス

預貯金の払い戻し、郵便物の確認、区役所の手続きなどのお手伝いをし
ます。

(3) 書類等預かりサービス

ご自宅に保管しておくことが心配な通帳、保険証書等をお預かりします。

< 対 象 > 足立区在住で、契約内容をしっかりと理解できる65歳以上のひとり暮らし の方で、原則以下の条件を全て満たす方。

- ① 支援可能な親族がいない
- ② 住民税が非課税、もしくは介護保険料が第7段階（本人が住民税課税者で、
本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満）以下の方
- ③ 不動産収入がない
- ④ 負債がない

< 費 用 > ■ 預託金75万円（施設入所の場合、入所費用の3か月分が加算されます。）

■ 年会費 12,000円

■ あんしんサービス 2,000円（1時間）

■ 生活支援サービス 2,000円（1時間）

1時間を超えると30分ごと600円

■ 書類等預かりサービス 1,000円（1か月ごと）

< 問 先 > 権利擁護センターあだち 電 話 5813-3551

FAX 5813-3550

お ひ と り さ ま 死 後 事 務 支 援 事 業

< 内 容 > (1) 電話による状況確認（月1回）

(2) 死後事務（葬儀、納骨、家財処分、財産の遺贈等）

< 対 象 > 足立区在住で、契約内容をしっかりと理解できる40歳以上90歳未満（90 歳以降更新可能）の支援可能な親族がいない方。

< 費 用 > 月額3,000円～7,500円（上限）

※ 対象者、利用料は少額短期保険会社の条件（介護度、病歴、精神疾患等）
あり。

< 問 先 > 権利擁護センターあだち 電 話 5813-3551

FAX 5813-3550

絆のあんしん協力員による見守り・声かけ、話し相手

＜ 内 容 ＞ 足立区では「孤立ゼロプロジェクト」の一つとして、地域で支えあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる「お互いさま」のまちづくりを目指す「絆のあんしんネットワーク」を築いています。

「絆のあんしん協力員」による見守り・声かけやお話し相手を希望されるときは、地域包括支援センターにご相談ください。

＜ 対 象 ＞ おおむね65歳以上で、一人暮らしの方など

＜ 費 用 ＞ 無料

＜ 問 先 ＞ 地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

詳しくは
34～35ページ

お は よ う 訪 問

＜ 内 容 ＞ 業者が毎日（土、日、祝日等を除く）乳酸菌飲料を配達（手渡し）し、安否の確認を行います。

＜ 対 象 ＞ 以下の全てに該当する方

- ① 区内に居住する70歳以上のひとり暮らしの方
（シルバーピア等は対象外）
- ② 半径500m以内に身内が住んでいない方
- ③ 手渡しでヤクルトを受け取ることができる方
- ④ 継続的な就労がない方
- ⑤ 緊急通報システムを利用していない方
- ⑥ 他の手段により日々の安否確認がされていない方
（介護保険サービス、親族の訪問等が月～金に毎日ある方は対象外）

＜ 費 用 ＞ 無料

＜ 問 先 ＞ 社会福祉協議会生活支援課（南館11階） 電 話 3880-5740
FAX 3880-5697

孤立ゼロプロジェクト～絆のあんしんネットワーク～とは？

このプロジェクトは、地域の方々や協力する機関がネットワークを組み、いくつになっても地域の人との交流があり、笑顔があふれる“お互いさまのまち”をみんなのちからで築いていく活動です。

プロジェクトでできるネットワークを「絆のあんしんネットワーク」と呼び、お互いに少しずつ“ちから”を出し合って無理のない範囲で助け合って生きていくという、緩やかなつながりを築きます。

その中で、高齢者に何か異変があった場合には、“地域のちから”で気づき、すぐに連絡できる体制を整えます。

気づく

- 孤立ゼロプロジェクトの調査による“気づき”
- 町会・自治会活動や民生・児童委員による“気づき”
- 絆のあんしん協力機関の事業活動時の“気づき”
- 絆のあんしん協力員の見守り、声かけ活動による“気づき”
- ご近所づきあいによる“気づき”

つなげる

連絡を受けた地域包括支援センターが専門機関などの必要なサービスにつなげます。
「話し相手がほしい方」「ちょっとした相談相手がほしい方」「孤立のおそれのある方」には、地域包括支援センターが『絆のあんしん協力員』をご紹介します。

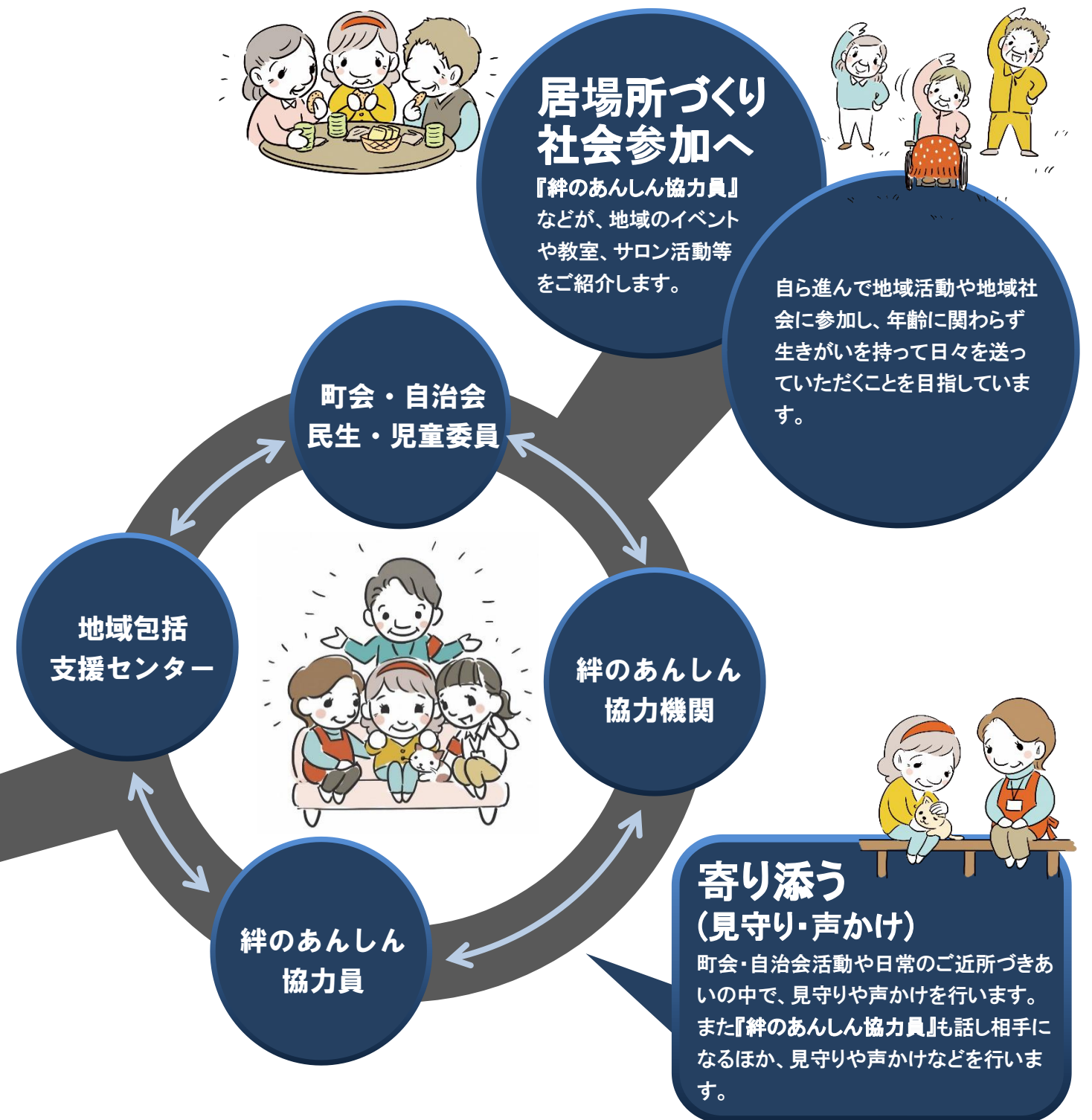


孤立ゼロプロジェクトの調査とは？

介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身の世帯と75歳以上の方のみの世帯へ「世間話をする頻度」「困りごとの相談相手」などについて、町会・自治会、民生・児童委員のみなさんが、区の情報をもとに聴き取り調査を行います。調査の結果、孤立のおそれがあると判断された場合には、関係機関や必要な行政サービスにつながります。

『絆のあんしん協力員』とは？

困りごとの相談相手がいない方や地域で気になる方に対し、買い物のついでなどでちょっとした見守りや声かけをしていただく方です。『絆のあんしん協力員』については、お近くの地域包括支援センターへお問い合わせください。



見守りや声かけの対象者・サービス内容

- 対象者
65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、「絆のあんしん協力員」による見守りや声かけを希望される方
- サービス内容
ボランティアとして登録していただいた区内在住・在勤の方による見守りや声かけなどの活動を通じて、地域と関わるきっかけづくりを行う。
詳しい内容やご相談は、お近くの地域包括支援センター、または絆づくり担当課（電話 03-3880-5184 FAX 03-3880-5603）へお問い合わせください。

7 健 康

各 種 健（検） 診

＜内容・料金＞ 特定健診（無料）、後期高齢者医療健診（無料）、胃がんハイリスク検診（1,000円）、胃がん内視鏡検診（2,000円）、肺がん検診（胸部X線検査：800円、喀痰検査：300円）、大腸がん検診（300円）、子宮頸がん検診（500円）、乳がん検診（500円）、前立腺がん検診（800円）、成人歯科健診（無料）、後期高齢者歯科健診（無料）

※ がん検診は自己負担額免除制度あり。各健（検）診の年齢等詳細な条件については、担当係までお問い合わせください。

＜ 問 先 ＞ データヘルス推進課健診事業係（南館2階） 電 話 3880-5121
FAX 3880-5602

インフルエンザの定期予防接種費用助成

＜ 対 象 ＞ 65歳以上の区民の方及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方

＜自己負担金＞ 無料（自己負担分を助成しています）

＜ 問 先 ＞ 保健予防課予防接種係（南館2階） 電 話 3880-5094
FAX 3880-5602

肺炎球菌の定期予防接種費用助成

＜ 対 象 ＞ 過去に一度も23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことのない、接種日時点で65歳の区民の方、及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方

＜自己負担金＞ 無料（自己負担分を助成しています）

＜ 問 先 ＞ 保健予防課予防接種係（南館2階） 電 話 3880-5094
FAX 3880-5602

新型コロナウイルスの定期予防接種費用助成

＜ 対 象 ＞ 65歳以上の区民の方及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方

＜自己負担金＞ 無料（自己負担分を助成しています）

＜ 問 先 ＞ 保健予防課予防接種係（南館2階） 電 話 3880-5094
FAX 3880-5602

帯状疱疹の定期予防接種費用助成

＜ 対 象 ＞ 過去に一度も帯状疱疹ワクチンを接種したことがない、令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる区民の方、及び60歳以上65歳未満で免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方

※ 101歳以上の区民の方は、令和7年度に限り定期予防接種の対象です。

＜自己負担金＞ 無料（自己負担分を助成しています）

※ 生ワクチン（ビケン）1回接種、不活化ワクチン（シングリックス）2回接種のうち、どちらか一方を接種。

＜ 問 先 ＞ 保健予防課予防接種係（南館2階） 電 話 3880-5094
FAX 3880-5602

帯状疱疹の任意予防接種費用一部助成

＜ 対 象 ＞ 50歳以上の区民の方

※ 定期接種対象者を除く

＜ 助 成 額 ＞ 生ワクチン（ビケン） 5,000円／回（1回助成）

不活化ワクチン（シングリックス） 10,000円／回（2回助成）

※ 接種費用のうち、上記の金額を助成します。

※ 助成を受けるためには、あらかじめ予診票を入手しておく必要があります。
必ず事前に担当係までお問い合わせください。

＜ 問 先 ＞ 保健予防課予防接種係（南館2階） 電 話 3880-5094
FAX 3880-5602

健 康 づ く り

事業名	内 容	問い合わせ先
ふれあい遊湯う	健康増進を目的に、住み慣れた街の銭湯で入浴と脳トレや体操などの健康に関する事業を行います。 参加費（入浴料含む）200円	高齢者地域包括ケア推進課 はつらつ高齢者支援係 電 話 3880-5642 FAX 3880-5614
はつらつ教室	運動および口腔機能、栄養に関する知識を得ることを目的に地域学習センターなどで開催します。	
みんなで元気アップ教室	運動プログラムを活用した介護予防教室を実施し、将来の自主グループ化を目指します。	
元気アップサポーター養成研修	住民主体の自主グループ活動継続のコツを学ぶ研修を開催します。	
はつらつ測定会	体力・認知機能の測定を一日でできる測定会です。区内の地域学習センター・生涯学習センターで毎月開催します。	
ウォーキング教室	区内外の独自コースを指導員とともに歩きます。	スポーツ振興課振興係 電 話 3880-5826 FAX 3880-6028
パークで筋トレ	公園や広場を活用した、ストレッチ、ウォーキング、軽い筋トレなどの健康体力づくりを行います。	

マ ッ サ ー ジ

< 対 象 > 区内在住の73歳以上の方

< 費 用 > 無料

< 問 先 > 障がい福祉課障がい福祉係（北館1階） 電 話 3880-5255
FAX 3880-5754

8 後 期 高 齢 者 医 療

< 内 容 > 75歳になると、医療制度が変わります。75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者になります。また、65歳以上で一定の障がいのある方も申請により対象になる場合があります。

< 問 先 > 高齢医療・年金課資格収納係（北館2階） 電 話 3880-6041
FAX 3880-5981

9 国 民 年 金（老齡基礎年金）

＜ 内 容 ＞ 原則として10年以上保険料を納付（免除・納付猶予期間も含む）した方が65歳になったときに支給されます。希望により受給年齢を繰り上げ、または繰り下げることができます。

また、老齡基礎年金を受給されている方には、老齡（補足的老齡）年金生活者支援給付金が支給されます。給付金には所得要件等があり、保険料の納付済月数等により給付額も異なります。

＜ 問 先 ＞ 高齢医療・年金課国民年金係（北館2階） 電 話 3880-5849
FAX 3880-5981

※ 厚生年金の加入歴がある方・国民年金第3号被保険者の加入歴がある方
足立年金事務所
住 所 足立区綾瀬2-17-9
電 話 3604-0111

10 住 ま い 探 し

区 営 シ ル バ ー ピ ア （ 高 齢 者 集 合 住 宅 ）

＜ 内 容 ＞ 65歳以上の一人暮らしで、住宅にお困りの方が、安心して自立した生活が送れるよう民間住宅を足立区で借り上げた集合住宅です。居室内に緊急通報装置や手すりを設置しています。また、入居者の緊急時の対応を行う生活援助員等が住宅内にいます。

＜利用資格＞ 以下の全てに該当している方

- ① 65歳以上の方
- ② 一人暮らしで配偶者がいない方
- ③ 住宅にお困りの方
- ④ 足立区内に引き続き3年以上住んでいる方
- ⑤ 定められた所得基準以下の方
- ⑥ 暴力団員でない方

＜ 問 先 ＞ 住宅課住宅管理係（中央館4階） 電 話 3880-5938
FAX 3880-5615

軽 費 老 人 ホ ー ム （ ケ ア ハ ウ ス ）

＜ 内 容 ＞ 身体がやや弱ったため不安を持っている、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の方などに、安心して自立した生活を続けていただくための施設です。食事の提供や入浴の準備、生活相談などが受けられます。

随時募集していますので、直接施設にお申し込みください。

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課施設係（北館1階） 電 話 3880-5498
FAX 3880-5614

	施設名・種別	住 所	電話番号（上段） F A X（下段）
1	ケアハウス足立万葉苑 （都市型軽費老人ホーム）	六月 2-11-20	5851-8256 3858-1700
2	ケアハウスはごろも （軽費老人ホーム）	西新井 5-34-1	5837-8910 5837-8911
3	ケアハウスレスパイト千住 （都市型軽費老人ホーム）	千住桜木 2-11-8	6684-1010 5284-8803
4	ケアハウス六月 （軽費老人ホーム）	六月 1-6-1	5242-0305 5242-0010
5	茂ホーム （都市型軽費老人ホーム）	谷中 1-17-7	3620-5188 3620-5228

サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅

＜ 内 容 ＞ 高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供しています。

下記URLから足立区内の住宅を検索できます。

ホームページ：<https://www.satsuki-jutaku.jp/>

お 部 屋 さ が し サ ポ ー ト

＜ 内 容 ＞ 住宅にお困りで、新たに住宅をお探しの高齢者の方等に、不動産団体の協力を得て、民間賃貸住宅のお部屋さがしをサポートします。

＜利用資格＞ 以下の全てに該当する方

- ① 足立区内に住んでいて区内転居を希望される方
- ② 立ち退き要求を受けるなど、住宅にお困りの方
- ③ 独立して日常生活を営むことができる方

＜費用助成＞ 65歳以上の単身高齢者の方を対象に、以下の費用助成があります。

- ① 家賃債務保証料（初回のみ上限を5万円までとし、区と協定を締結した保証会社に限る）
- ② 少額短期保険料（初回のみ上限1万円まで）
- ③ 見守り機器設置及び使用料（自己負担額なし）

※ 対象者はお部屋さがしサポート事業により賃貸契約に至った方

※ 費用助成は条件がありますので、下記までお問い合わせください。

＜ 問 先 ＞ 住宅課住宅計画係（中央館4階） 電 話 3880-5963

FAX 3880-5615

1 1 趣味、学習、交流、社会参加、しごと、お祝い

老 人 ク ラ ブ

< 内 容 > 同じ地域の高齢者の方が集まり、長年培ってきた経験と知識を生かし、老後の生活を豊かにするとともに、高齢者福祉の増進を図っていろいろと様々な活動をしている集まりです。あなたも元気に一緒に活動してみませんか。詳しくは 48 ページ
まずは、お問い合わせください。

< 対 象 > 60歳以上の方（60歳未満の方でも準会員として入会できます）

< 問 先 > 高齢者地域包括ケア推進課調整係（北館1階） 電 話 3880-5886
FAX 3880-5614

悠 々 館 （ 住 区 セ ン タ ー ・ コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー ）

< 内 容 > 区内に48館ある悠々館は「生きがいくくり」「仲間づくり」「健康づくり」などの拠点として利用者同士のコミュニティの場となっています。住区センター悠々館、鹿浜いきいき館悠々館、悠々会館では、自由に囲碁、将棋、バンパーなどができます。

また体操、ダンス、カラオケ、民謡、手芸、生花、書道や健康講座などさまざまな事業や教室活動を行っています。

詳しい内容は各館（43ページ～44ページ参照）にお問い合わせください。

< 対 象 > 60歳以上の方

< 問 先 > 住区推進課住区支援係（南館3階） 電 話 3880-5868
FAX 3880-5603

住 区 de 団 ら ん

< 内 容 > 住区（コミュニティ）センター悠々館で、団らんやゲーム、脳トレ等の時間と、夕食（持参または注文のお弁当）の場を提供しています。各館、工夫をこらした内容で、皆様をお待ちしています。どなたでも参加できます。初めての方も大歓迎です。

< 日 程 > 月に1～2回

< 時 間 > 午後5時から7時まで（時間変更の場合あり）

※ 詳しい時間は、各館（43ページ～44ページ参照）にお問い合わせください。

< 対 象 > 60歳以上の方

< 問 先 > 住区推進課住区支援係（南館3階） 電 話 3880-5868
FAX 3880-5603

< 悠々館（住区センター・コミュニティセンター） >

（※）FAX表記のない施設は、FAXと電話番号が同じです。

番号	悠々館名	住 所	電話番号 (上段) FAX(※)(下段)
1	あ 青井	青井 5-11-40-101	3 8 5 2 - 3 7 5 0
2	綾瀬	綾瀬 3-17-9	3 6 2 8 - 9 9 0 8
3	い 伊興	伊興 5-22-13	3 8 5 5 - 2 7 0 7
4	入谷	舎人 6-12-4-101	3 8 5 5 - 1 0 5 0
5	う 梅島	梅島 2-14-5	3 8 4 9 - 6 3 7 4
6	梅田	梅田 6-26-1	3 8 4 8 - 3 4 2 1
7	お 桜花	花畑 6-4-16	3 8 5 0 - 7 1 9 0
8	扇	扇 1-47-38	3 8 9 6 - 0 6 8 8
9	大谷田	大谷田 1-1-2-101	3 6 2 9 - 5 4 6 0
10	大谷田谷中	大谷田 4-16-6	5 6 9 7 - 3 3 9 0
11	興本	本木東町 17-10	3 8 8 9 - 0 3 8 8
12	押皿谷	鹿浜 8-27-15	3 8 5 7 - 4 2 3 1
13	か 加賀	加賀 2-31-6-101	3 8 5 7 - 4 6 3 9
14	加平	加平 1-10-6	3 6 0 5 - 8 8 4 2
15	く 栗島	中央本町 4-5-2	3 8 4 8 - 3 4 7 1
16	栗原北	栗原 4-19-15	3 8 9 9 - 8 7 6 1
17	こ 弘道	弘道 2-16-1-101 ※ 空調設備改修工事のため、年度内休館期間有	3 8 4 0 - 9 3 5 4
18	江南	小台 2-4-18	3 9 1 4 - 3 4 2 7
19	江北	江北 2-8-2 ※ 大規模改修工事のため、年度内休館期間有	3 8 9 0 - 6 2 2 4 3 8 9 0 - 6 2 9 3
20	五反野	西綾瀬 2-1-13	3 8 8 6 - 2 6 4 3
21	さ 佐野	佐野 2-43-5	3 6 2 8 - 3 2 7 7
22	し 鹿浜	鹿浜 6-8-1	3 8 5 7 - 6 5 5 0
23	鹿浜いきいき館	鹿浜 2-24-2	3 8 5 3 - 5 0 7 1 3 8 5 3 - 5 0 7 8
24	島根	島根 4-19-1-101	3 8 5 0 - 9 9 6 6
25	新田	新田 2-2-2	3 9 1 2 - 3 4 2 1
26	神明	神明南 2-6-19	5 6 8 2 - 5 0 8 9
27	せ 千住あずま	千住東 2-21-18	3 8 8 2 - 1 2 1 8
28	千住河原町	千住河原町 6-4	3 8 7 0 - 7 2 2 8 3 8 7 0 - 7 2 2 9

番号	悠々館名	住 所	電話番号 (上段) FAX (※) (下段)
29	千住本町	千住 5-6-2	3870-6221
30	千住柳町	千住柳町 12-5	3870-3490 3870-3491
31	た 竹の塚六月	六月 2-26-3-101	3850-3494
32	ち 中央本町	中央本町 3-15-1	3852-1434
33	と 東和	東和 3-12-9	3628-6206 3628-6207
34	舎人	舎人 1-3-26	3857-0881
35	な 長門	中川 2-24-2-101 ※ 大規模改修工事のため、年度内休館期間有	3629-8231
36	中川地域センター (長門住区センター分館)	中川 4-43-4 (中川区民事務所 2 階)	5616-3115
37	に 西新井	西新井 1-4-17	3854-1527 3897-5010
38	西新井栄町	西新井栄町 3-1-6-101	3880-7705
39	西新井本町	西新井本町 2-30-37	3890-5555 3890-8500
40	西伊興	西伊興 1-12-12	3896-7362
41	は 花畑	花畑 4-16-8	3850-2602
42	花保	東保木間 1-25-4-101	3884-1229
43	ひ 東綾瀬	東綾瀬 1-28-7	5697-3370
44	東伊興	東伊興 1-5-22	3899-8531
45	平野	平野 2-2-14	3884-7765
46	ふ 湊江	西保木間 1-2-1-101	3850-3467
47	ほ 保塚	保塚町 7-16	3858-1876
48	み 南花畑	南花畑 3-14-7	3859-9868
49	む 六木	六木 3-39-5-101	3629-1716
50	も 本木関原	関原 1-21-11	3849-9735
51	ゆ 悠々会館	西保木間 4-9-1	3859-9732

※ 年度途中、改修工事や空調工事等のため移転や休館になる場合があります。

また月に1度、清掃等のため館内整理日があります。詳しくは、各悠々館にお問い合わせください。

学習センター（生涯学習センター・地域学習センター）

＜ 内 容 ＞ 学習センターでは、健康づくりから趣味・教養に関することまで多種多様な講座を開催しています。また、数多くのサークルが活動していて、サークル活動を通じて地域とのふれあいの場を持つこともできます。詳しくは各学習センターにお問い合わせください。

＜ 問 先 ＞ 生涯学習支援課生涯学習支援第一係・第二係（南館3階）

電 話 3880-5467・5468 F A X 3880-5603

番号	センター名	住 所	電話番号（上段） F A X（下段）
1	生涯学習センター	千住 5-13-5	5813-3730 3870-8407
2	伊興地域学習センター	伊興 2-4-22	3857-6537 3853-0429
3	梅田地域学習センター	梅田 7-33-1	3880-5322 3880-5383
4	興本地域学習センター	興野 1-18-38	3889-0370 3889-9760
5	江北地域学習センター	江北 3-39-4	3890-4522 3890-5212
6	佐野地域学習センター	佐野 2-43-5	3628-3273 5682-6981
7	鹿浜地域学習センター	鹿浜 6-8-1	3857-6551 3855-3649
8	新田地域学習センター	新田 2-2-2	3912-3931 3912-1794
9	竹の塚地域学習センター	竹の塚 2-25-17	3850-3107 3850-0233
10	中央本町地域学習センター	中央本町 3-15-1	3852-1431 3852-1143
11	東和地域学習センター	東和 3-12-9	3628-6201 3628-9133
12	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26	3857-0008 3897-6136
13	花畑地域学習センター	花畑 4-16-8	3850-2618 3850-2623
14	保塚地域学習センター	保塚町 7-16	3858-1502 3850-9961

ふ れ あ い サ ロ ン 支 援 事 業

- ＜ 内 容 ＞ 地域みなさんが気軽に参加できる交流の場が「ふれあいサロン」です。地域住民が主催者となり、趣向を凝らして運営しています。体操、脳トレ、おしゃべり、ゲーム、健康麻雀などサロンによって内容はさまざまです。
- 仲間づくり、生きがいづくり、介護予防にもつながるサロンに、ぜひご参加ください。また、新たなサロンを立ち上げたい方を募集しています。お気軽にお問合せください。

＜ 対 象 ＞ どなたでも

＜ 問 先 ＞ 基幹地域包括支援センター

電 話 ６８０７－２１２７

FAX ５６８１－３３７４

元 気 応 援 ポ イ ン ト 事 業 （ ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 交 付 金 ）

- ＜ 内 容 ＞ 指定の区内介護施設などでボランティア活動をして、ポイントを集めると、ポイントに応じて活動交付金（年間上限１０，０００円）が交付されます。
- ＜ 対 象 ＞ 介護サービスを利用していない６５歳以上の区民の方
- ＜ 問 先 ＞ 介護保険課介護保険係（北館１階） 電 話 ３８８０－５８８７
- FAX ３８８０－５６２１

シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー

- ＜ 内 容 ＞ 企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に提供しています。
- ＜入会資格＞ 足立区にお住まいの健康で働く意欲のある６０歳以上の方で会員同士の連携や地域への貢献など、シルバー人材センターの趣旨に賛同された方であれば、会員になることができます。
- ※ ただし継続的に働きたい、決まった収入を得たいと考える方には適しません。
- ＜ 問 先 ＞ 公益社団法人足立区シルバー人材センター 電 話 ５８５６－６８６６
- FAX ５８５６－６５３３

長 寿 の お 祝 い

＜ 内 容 ＞ 白寿（９９歳）、米寿（８８歳）、喜寿（７７歳）の方へ、敬老の日の前後に記念品を贈呈します。

■ 白寿（９９歳）：区内共通商品券２万円分と長寿証

■ 米寿（８８歳）：区内共通商品券１万円分

■ 喜寿（７７歳）：区内共通商品券５千円分

※ 区内共通商品券については令和７年度から有効期限５年間から３年間に短縮されます。

＜ 対 象 ＞ ８月１日現在足立区民の方で、その年の４月２日から翌年の４月１日の間に白寿（９９歳）、米寿（８８歳）、喜寿（７７歳）を迎える方

＜贈呈方法＞ 白寿（９９歳）：希望の住所地へゆうパックにて郵送（敬老の日配達指定）
米寿（８８歳）：簡易書留による郵送（敬老の日前後に配達）
喜寿（７７歳）：簡易書留による郵送（敬老の日前後に配達）

＜ 問 先 ＞ 高齢者地域包括ケア推進課調整係（北館１階）電 話 ３８８０－５８８６
FAX ３８８０－５６１４

老人クラブとは

老人クラブは、同じ地域の60歳以上（60歳未満の方でも準会員として入会できます）の高齢者が集まり、長年培ってきた経験と知識を生かし、老後の生活を豊かなものにするとともに高齢者福祉の増進を図っていきこうと、様々な活動を行っています。

活動は、次の四本の柱を主として総合的に行われています。

社会奉仕活動

例：社会福祉施設への慰問、清掃活動、リサイクル運動、各種募金等

友愛活動

例：一人暮らしや寝たきり高齢者への訪問、日常的な「愛の一声運動」等

生きがいを高めるための活動

例：講演会、学習会、趣味の集まり（書道・絵画・手芸・カラオケなど）等

健康づくりをすすめる活動

例：軽スポーツ（輪投げ、ペタンクなど）、健康教室、介護予防教室等



輪投げ大会の様子

足立区老人クラブに加入しましょう

老人クラブに関する問い合わせは

足立区中央本町1-17-1

高齢者地域包括ケア推進課調整係

電話 3880-5886 FAX 3880-5614

さ く い ん

あ	足立福祉事務所	3	元気応援ポイント事業	46
	足立保健所	4	元気アップサポーター養成研修	38
	あったかサポート	31	元気サポート弁当	29
	あんしん生活支援事業	32	健康づくり	38
	あんしんプリント	24	こ	
い	胃がん検診	36	後期高齢者医療	38
	インフルエンザの予防接種費用	36	後期高齢者医療健診	36
う	ウォーキング教室	38	後期高齢者歯科健診	36
お	おはよう訪問	33	高齢者あんしん生活支援事業	32
	お部屋さがしサポート	41	高齢者虐待（相談、通報）	7
か	介護医療院	16	高齢者見守りキーホルダー	24
	介護保険	11	高齢者見守りサービス助成	23
	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	13	国民年金	39
	介護老人保健施設	15	こころとからだの健康相談	4
	階段昇降機設置	20	さ	
	学習センター	45	サービス付き高齢者向け住宅	40
	喀痰検査	36	在宅で利用するサービス	11
	家具類転倒防止器具の取付費用	24	し	
	紙おむつ	21	子宮頸がん検診	36
	がん検診	36	死後事務	32
	感震ブレーカー設置工事費用	25	自動消火装置	17
き	喜寿（77歳）のお祝い	47	住区 de 団らん	42
	絆のあんしん協力員	33	住宅の改修（階段昇降機）	20
	絆のあんしんネットワーク	34	住宅の改修（設備改修）	20
	救急医療情報キット	22	住宅の改修（予防給付）	19
	緊急通報システム	22	生涯学習センター	45
く	区営シルバーピア	39	消費生活相談	6
	車いすの貸出	30	シルバーカー	17
け	ケアハウス	40	シルバー人材センター	46
	軽費老人ホーム	40	シルバーステッキ	31
			シルバーパス（割引乗車券）	29
			新型コロナワクチン予防接種費用	36
			寝具乾燥消毒	27

せ	生活保護	3	はつらつ測定会	38	
	生活や福祉サービスの相談	3	ひ	美容サービス	27
	成人歯科健診	36		ヒアリンググループ	19
	成年後見制度	6	ふ	不動産担保型生活資金貸付制度	10
	銭湯入浴料金の割引	28		福祉サービスの苦情・相談	7
	前立腺がん検診	36		福祉まるごと相談	3
そ	相談（高齢者の総合相談）	1		ふれあいサロン支援事業	46
た	带状疱疹	37		ふれあい遊湯う	38
	耐震シェルターの設置工事費用	25	へ	米寿（８８歳）のお祝い	47
	大腸がん検診	36		便器取替え（和式から洋式へ）	20
	段差解消（住宅設備の改修）	19	ほ	防災ベッドの設置工事費用	25
ち	地域学習センター	45		訪問理美容	27
	地域包括支援センター	1		保健センター	5
	長寿のお祝い	47		補聴器購入費用助成	18
	ちょこっとサポート	31	ま	窓ガラス等の飛散防止費用	24
つ	杖	31		マッサージ	38
て	手すりの取り付け	19	み	みんなで元気アップ教室	38
	電磁調理器	18	も	もの忘れ相談	6
と	都市型軽費老人ホーム	40	ゆ	悠々館（住区センター）	43
	特定健診	36		ゆ〜ゆ〜湯入浴証	27
	特別養護老人ホーム	13		床材料の変更（住宅設備の改修）	19
	扉の取替え	19	よ	浴槽の取替え	20
に	乳がん検診	36	り	理容サービス	27
	入浴事業	27	ろ	老人クラブ	42
は	パークで筋トレ	38			
	肺炎球菌の予防接種費用	36			
	徘徊高齢者位置検索システム	23			
	肺がん検診	36			
	配食サービス	28			
	白寿（９９歳）のお祝い	47			
	はつらつ教室	38			

高齢者くらしのガイド

令和7年度版

令和7年4月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

電話 03-3880-5886

FAX 03-3880-5614